

第4回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会議事録

平成20年7月23日(水) 13:30～15:35

【事務局】 それでは、予定の時刻を少し過ぎましたので、ただいまから第4回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、毎回、大変お忙しい中、また殊のほか暑い中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。大変暑い時期でございますので、この委員会におきましてもクールビズに取り組んでおりまして、ご出席の皆様におかれましても上着を脱いでいただくなど、適宜軽装でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日は7月8日に開催されました第2回自立促進援助金制度の見直しに係る法的課題整理等研究会における検討結果を踏まえ、自立促進援助金制度の見直しについてのご議論をお願いいたしております。議事進行につきましては、新川委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

【新川】 それでは、早速、第4回になりますが、総点検委員会を進めさせていただきますと思います。お手元に配付をさせていただいております次第に基づきまして、お話を進めさせていただきますと思います。

まず、具体的な審議に入らせていただく前に、前回、第3回の総点検委員会の議論、これにつきましては既にお手元に議事録を届けさせていただきます、またご覧いただいているかと思ひますけれども、この議論につきまして簡単におさらいをしておきたいというふうに思ひます。

前回の総点検委員会では、自立促進援助金制度の経緯等につきまして事務局から説明をいただきました。そして、研究会のほうにあらかじめご提示をいただいております3つの検討課題、それを具体的に検討をいただき、一定議論の方向を出していただいたかというふうに思っております。

3つの検討課題がございましたけれども、少し思ひ出しながら聞いていただければと思ひますが、1つ目は京都市と同和奨学金貸与者との間の債権債務関係があるかどうか、法律上の権利義務があるかどうかということ。当然、あるということになったときには返還請求権があるということになり、この問題について、

研究会で検討した結果を踏まえてご判断をいただき、基本的にはあるということで総点検委員会としても確認をさせていただきました。

奨学金制度と自立促進援助金制度、この奨学金を貸与するという制度、それからもう一方では補助金としての自立促進援助金を出すということ、これを一体の運用として実質給付というふうに説明してきたという経緯はございますけれども、法的には奨学金の貸与の制度と、それから補助金支給、この場合には援助金制度でございますけれども、これはやはり基本、別物であろうというのが原則でございました。

そして、貸付制度と補助制度、援助金制度がそれぞれ別制度である以上は、奨学金については貸付制度である以上、貸した側となる市に原則として返していただくことが基本になるということだろうというふうに思っております。

ただし、一連の裁判の中でも問題になりましたのは、実はこの援助金を支給するという市の決定が違法な決定だったという、そのところが判断をされているということでもあります。したがって、個々に、援助金が支給をされたお一人お一人が裁判所の判断の対象になっているかということ、一人一人のケースについてこれが判断されたわけではない。その関係、つまりは貸し借り関係があって、返還請求権がそこで個々に成立したかどうかということについて判断がされたわけではないということは強調をしておきたい。

したがって、これまで貸付と返還に際しての援助金制度を一体で運用して、実質給付ですというふうに説明を市としても一貫してやってこられ、そしてまた、それを信じて奨学金を受けて学んでこられた方々、この関係については、そこで一定、でき上がっている信頼関係というものについて、当然配慮をしなければならないということについては、これもご意見をいただいていたところでもあります。こうした従来の市の説明を信じて貸与を受け、そして援助金の支給を受けた方々の信頼を保護する必要性というのは、当委員会でも認めていただいたところでありました。

大きな2つ目の検討課題は、返還請求権というのが法的にはあるという判断をいたしました以上は、この返還請求を行うべき対象者の範囲をどう考えるかということでもあります。これにつきまして、所得判定を実施すべきであったというのが一連の裁判での判断でもございました。したがって、所得判定の対象者の範囲

につきまして、その後の新しい制度、平成16年度以降の市の制度では所得判定制度が入っているのですけれども、この所得判定の対象者の範囲というのを拡大する方向で検討することについて、いかがかということについてご議論をいただきました。

これにつきましても、やはり従来の制度が高裁の確定判決によりまして違法とされていたということも踏まえて、返還請求に係る所得判定についてもその範囲を広げて考えざるを得ない、拡大する方向で検討すべきである。ただ、具体的に何をどこまでということについては結論を得ておりませんが、所得判定をする対象者の範囲につきまして、これを拡大しようという方向でご議論をいただいたかと思えます。

3つ目の検討課題、所得判定基準を平成16年に導入されました現行基準よりも厳しい基準に改めるかどうかということにつきましてであります。これもその経緯の中で、例えば監査委員意見として、この基準の見直しということが意見としては出ているといったような経緯もございました。これにつきましては、残念ながら前回のご議論の中では必ずしも明確な結論は得られませんが、むしろ実態を踏まえて議論をしていくべきであるというところで、前回のご意見をいただいたところであります。

これに加えて、前回は自立促進援助金の支給額とか対象者の状況等につきまして、やはりデータを踏まえて議論すべきであるということ。それから、もう1点は、そろそろ事務局としてもどういう方針でこの問題に対処しようとしているのかということについて明らかにせよというご意見もいただいていたところでもあります。

これらのご意見を受けまして、さらに論点を見つめていくということのために、第2回目の研究会を開催させていただきました。第2回の自立促進援助金制度の見直しに係る法的課題整理等研究会における検討内容及び検討結果につきましては、お手元、今日の資料2という形で、まずはまとめさせていただいてございます。

これについては、また後ほど詳しく説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、こうした第2回研究会では、改めてデータ等に基づいて自立促進援助金制度の意義、問題点、そして今後の援助金制度の在り方についての検討をさせてい

いただきました。具体的なデータについても一定可能な範囲でご提供いただき、検討をしてきたところでございます。少しこのあたりの事情を総点検委員会の委員の皆様方にもまずはご承知をいただき、その後、前回の第2回の研究会での検討のご意見についてご報告を申し上げたいというふうに思います。

そこで、まずは、大変恐縮でございますけれども、事務局のほうから前回研究会にご提示をいただきましたデータ類、そして事務局としての見直しの案のようなものもいただいております。このあたりにつきまして、まずはご説明をいただき、そしてその後、第2回研究会の結果について報告をさせていただきたいというふうに思っております。恐縮ですが、事務局のほうからまずはご説明方、よろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、座ったままで失礼させていただきます。

前回の第3回の総点検委員会でのご意見を踏まえまして、1つは自立促進援助金制度にかかわるデータ類を資料として取りまとめてございます。まずは、そちらのほうからご説明を申し上げます。

お手元の資料1と題してありますA4横長の綴じてある資料、こちらをご覧くださいませでしょうか。まず、教育の状況に関するデータでございます。1ページ目をご覧くださいと思います。

中学校の卒業生の進路決定の状況、いわゆる高校進学率のデータでございます。表は大きく上のほうと下のほうと分かれてございますけれども、上のほう、平成14年3月までの分というのは旧同和地区生徒のみを対象としたデータを拾ってございますので、そのデータと全市データの比較をしたデータでございます。この数値については、これまでの委員会でもお示しさせていただいている数値でございます。

特別施策終結後は、旧同和地区生徒のみを拾ったデータを持ち合わせておりませんので、今回、類似するデータとして、いわゆる地区外生徒を含む旧同和関係校の卒業生を全市データと比較したデータでございます。これは、同和地区生徒と旧同和関係校生徒の数では母数が実はかなり違ってございまして、そのことを十分考慮に入れる必要があるということでございますけれども、このデータだけを見れば、全市と旧同和関係校との高校進学率の相違というのはあまり見られないとも言えるのではないかと。若干、全日制の私立の比率が、わずかですけれど

も、15年、16年と、ずっと旧同和関係校のほうが高いということもございます。そういった状況でございます。

それから、次の2ページでございますけれども、同和奨学金と自立促進援助金制度の概要に関するデータでございます。同和奨学金の貸与者、すなわちこれまでの制度でございますと、自立促進援助金の支給対象者の人数でございます。既に奨学金の返還が終了している方は含まれておりません。高校、大学、国の奨学金、市の就学奨励金、それぞれの貸与者の内訳が概数で示してございます。人によって高校のみ借りられている方、高校・大学を借りられている方、いろいろございますのでカウントはダブっておりますけれども、全体の実人員としては概算で約3,600人でございます。

次の3ページでございます。

こちらは年度ごとの同和奨学金の貸与者数の推移でございます。下のほうに注書きが少しございますけれども、これは58年度から奨学金を貸与制に切りかえたところからでもご説明してございますけれども、実は詳しく言いますと段階的に切りかわっている部分がございますので、さらに間に休学をされているとか、少ないケースでございますけれどもそういうのもございますので、一部、この表の左端のほうは以前の給付制の貸与者数も含んでおります。

いずれにいたしましても、昭和63年以降は、いわゆる貸与の奨学金の利用者数でございます。おおむね平成元年ごろから毎年700名程度の利用があったという状況でございます。平成16年度以降は、返還時に所得判定を導入するというふうに変更してございます。その結果、平成16年度以降は利用者数が減っているという状況でございます。

次、4ページでございます。

こちらは自立促進援助金の年度別支給額の推移でございます。真ん中あたりの平成18年度までは、これまでの支給した実績値でございます。平成19年度以降、点線で囲ってある部分でございますけれども、平成19年度は自立促進援助金の執行をいたしませんでしたので、19年度以降はまだ支給されていないものでございます。今後、すべての対象者に自立促進援助金を支給したと仮定した最大値を示しますと、最大で約40億7,000万円の支給が必要であるという見込みでございます。

次に，5 ページでございます。

同和奨学金の貸与額と，その返還計画のモデルケースでございます。個人で見ただけの場合に，どれくらいのお金を借りて，返還がどのような状況になっているかということモデル的なケースで示したものでございます。

例えば，大きく4段ございますが，一番上の国公立の高校3年のみ奨学金を受けた方ですと，モデル的なケースでは3年間で43万2,000円。仮に14年度から返還が始まっている場合ですと，18年度までは自立促進援助金の支給を受けて，既に返済は終了しております。今後，毎年2万1,600円ずつ15年間，まだ債務が残っているという状況でございます。

これが仮に下から2段目の国公立の高校と国公立の大学，7年間，通算で奨学金を受けた場合ですと，今後，平成19年以降，毎年12万4,800円ずつ15年間の債務が残っていると。さらにその下の私立の高校・大学の場合ですと，これが年間31万6,800円が15年分，債務が残っている状況になるというデータでございます。

次に，同和奨学金の返還と自立促進援助金支給の関係でございます。6ページの表をご覧ください。

この表は，横軸が奨学金の返還の年度，すなわち自立促進援助金の支給の年度を表したものでございます。縦軸は，奨学金貸与年が7以前とか8以前とか，何々以前という表記をしておりますけれども，言いかえますと，一定時期以前に借りた奨学金が何年度から返還が始まっているかによって，上から順番に並べたものでございます。それぞれ返還が始まった年度から横棒で20年間，返還が分割でされていくという関係を示したものでございます。

この横軸で見たときの平成9年度から平成14年度までの援助金の支給が，いわゆる1・2次訴訟となりました。その中で，表の中の，厳密には変形の四角形でございますけれども，三角形で囲まれた部分，すなわち横軸で見たときの13年度及び14年度で支給した援助金のうち，縦軸で見たときの13年度以降に新規に自立促進援助金を支給した，その分の一部が判決においては違法とされたところでございます。

その上側の部分，平成12年度以前から自立促進援助金の支給を既に受けている方への支給については違法とは言い難いと，判決においてはそのようにされた

ということでございます。横軸で15, 16年度の支給分については、現在、地裁判決が出ておりまして、地裁判決で裁量の逸脱があるとされた範囲というふう
に注記してございます変形の五角形の部分、平成14年度以降に新規に自立促進
援助金を支給した分について、一律支給したことが違法とされております。その
さらに右側、17, 18年度の支給分についても、現在、地裁で係争中ござい
ます。

この表の真ん中に太い線を引いてございますが、その右側は19年度予算を執
行しなかった分を含めまして未支給分、言い換えれば奨学金の返還が今後必要に
なってくる分でございます。その額は、先ほど申し上げましたとおり、全体で約
40億7,000万円。そのうち、仮に高裁確定判決で一律支給が違法であるとさ
れている平成13年度以降に新規に援助金を支給している方の今後の返還が必要
な分というのが約28億円でございます。仮に3次地裁判決の考え方で、14年
度以降新規支給分で見ますと、これが約25億円。5次監査の考え方でございま
す14年度以降に貸し付けた分という見方をしますと、約12億3,000万とい
うふうに試算をしております。

次に、奨学金貸与者の世帯の収入の状況についてでございます。7ページをご
覧いただきたいと思っております。

7ページは、同和奨学金を貸し付ける際に実施をしておりました所得判定に基
づく世帯収入の推移を示してございます。なお、世帯人数は各世帯によってまち
まちでございますが、この表ではそのことは反映されておりません。この表で見
たときに、平成16年の世帯収入というのは、平成18年の入学予定者の方につ
いて所得を判定したものでございますけれども、この時点では返還基準を設けた、
それ以降でございますので、利用者が減っている中での状況でございます。結果
として、平成16年の部分で見ますと、左側のほうに比べますと900万円以上
という世帯が減って、その結果、700万円未満の世帯が相対的に増えていると
いうような状況でございます。

8ページをご覧ください。

平成16年3月に改正をいたしました改正要綱に基づいて、返還時には所得判
定を導入しますよと説明をした上でお貸しした方々の返還が既に17年から順次
始まっておりますけれども、この方々の所得判定に基づくデータでございます。

平成16年，17年，18年とございますけれども，実際には返還の年度で見ますと17年度返還分からですので，先ほど申し上げました要綱改正を16年度から適用しておりますので，16年分の所得については新制度で返還が1年目の方ばかり，17年のデータの部分は返還1年目と2年目の方が含まれている，18年のデータには返還3年目までの方ということでございます。その部分に若干注意してデータを見ていただく必要があろうかと思っております。

次に，9ページをご覧くださいと思います。

同和奨学金の返還免除基準に関連するデータでございます。モデル的な世帯ごとに，現行の自立促進援助金の支給基準となっております収入限度額，それを国奨学金の返還免除基準，生保の約1.5倍と言われております，この基準に当てはめた場合に限度額がどのように変わるかというものを示しております。

例えば，下から2段目の欄で見ますと，本人と配偶者と小さな子供さん2人がおられるケースで，高校奨学金で見ますと，現行の自立促進援助金の支給基準では，その限度額が727万円でございます。これを国奨学金の生保の1.5倍という基準に当てはめると，限度額が494万というふうに下がるということになっていることでございます。

また，現行の自立促進援助金の支給基準は，世帯の中で最も所得の多い方の収入を見て判断をしております。これに対しまして，国奨学金のほうでは世帯全員の収入で判定されると，そういった相違もございます。

最後に，10ページでございますけれども，現行の改正後の要綱で自立促進援助金を支給してきた方々について，返還時に所得判定を実施してございますが，これらの方について国基準を仮に当てはめると，返還対象者がどのように変化するかというのを試算したものでございます。

上のほうの表は，実際に現行の改正要綱で自立促進援助金の支給に関して所得判定を行った結果を示したものでございます。そもそも所得判定を辞退されて，奨学金を直接返還されたという方を含めまして，これまでの実績では全体の15%程度の方が自立促進援助金の支給対象外となって，直接奨学金を返還していただいているという状況でございます。これを国基準に仮に当てはめると，下の表の一番右側でございますが，5割弱ということになろうかと思っております。これが試算したデータでございます。

データに関しましては、以上でございます。

続きまして、前回の研究会において、自立促進援助金制度の見直しに関して、事務局として試案を提出させていただきましたので、そちらのほうをご説明させていただきます。お手元の資料の後ろのほうに参考資料と記しておりますA4の裏表1枚物の資料がございます。「自立促進援助金制度の見直し素案（事務局試案）」と書いているものでございます。

この試案では、現在、事務局として考えられる組み合わせのような形で試案をお示しをさせていただきました。真ん中あたり1番の、返還請求に係る所得判定を実施すべき対象者の範囲として、どのようなパターンが考えられるか。A案、B・B'案、C案と、大きく3つないし4つの案が考えられると思っております。

A案は、すべての奨学金貸与者について所得判定を実施するという案でございます。B案・B'案というのは、これまでの訴訟の判決の考え方に基づいて線を引くというものでございます。B案・B'案の違いは、確定判決である1・2次訴訟の高裁判決の考え方に従った場合と、3次の地裁判決に従った場合の違いでございます。C案は、住民監査請求に係る監査結果に基づきまして、14年度以降に貸与した方について所得判定を実施してはどうかという案でございます。

まず、A案、すべての貸与者について所得判定を実施するということにつきましては、これまでからもご説明しておりますとおり、高裁判決の中でも、一定長期間にわたる行政の行為によって行政の裁量の幅が収縮するという場合もあり得るという判断をされている、こういったことも踏まえまして、訴訟において違法ではないとされているところまで踏み込むことが非常に困難ではないかというふうに考えているところでございます。

B案・B'案は、先ほど申しました判決に従った考え方でございます。この案でいった場合は、同じ年度に奨学金の貸与を受けた方でも、返還がいつ始まるかによって取り扱いに不平等が生じるという問題点がございます。研究会においては、その点についてはやむを得ないという意見も頂戴しているところでございます。

C案、住民監査請求の案によった場合ですと、違法とされた判決がありますので、この判決に抵触することとなりますので、判決に抵触する部分については何らかの措置をとらなければならないという問題点がございます。

それから、所得判定基準の在り方については、なかなか参考になる数値が示されていないというご意見がございましたけれども、現状においてもこの2つの案が一番適当といたしますか、その他の数字を見出せない状況でございます。このA案、B案は、A案は平成16年3月に改正要綱で導入をいたしました現行の基準、日本学生支援機構、旧日本育英会の奨学金貸与基準を使うという案でございます。B案は、国奨学金の返還免除基準として現在用いられている生活保護基準の約1.5倍の基準を導入するという案でございます。

現行の案でいく場合につきましては、裁判での判決や監査委員の意見で基準を見直すべきとされていることに抵触するという問題がございます。国奨学金の返還免除基準を導入する場合は、先ほどデータのところでご説明しましたように、現行基準と比べると相当厳しい基準になるという問題点がございます。それぞれこうしたデメリットのようなものがあって迷っておるというのが事務局の実態でございますということで、研究会のほうでご説明をさせていただきました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【新川】 どうもありがとうございました。

ただいま事務局のほうから、この間、研究会に資料が提出をされ、また前回の総点検委員会でご要望のありました内容につきましても事務局のほうからご提示がありました。研究会でもそれをベースにして検討してきたというところがございます。

まずは、ただいまの事務局のほうからの資料、それから事務局案、ご提示をいただきましたものについての説明がございましたけれども、これにつきまして委員の皆様方からご質問など、ございましたらいただいてまいりたいと思いますが、いかがでございましょうか。

この段階では、まだ実際の検討の中に入れておりませんので、この後、第2回研究会での検討の結果、どういう整理、あるいはどういうご意見が第2回の研究会であったかということをお聞きいただいた上で、事務局の考え方、また研究会での議論を踏まえて、今後の在り方についてご意見をいただく、そういう運びにまいりたいと思いますが、先に進ませていただいてもよろしゅうございましょうか。

それでは、第2回研究会でどういう議論があったのか、研究会としての考え方、

どういう考え方を研究会として持つことになったのかということについて、少しご説明をしたいというふうに思います。お手元、資料2をご覧くださいと思います。

資料2にありますように、先ほどの事務局の案を議論する前に、第2回の研究会で問題の整理検討をするというときに、まずは奨学金制度、それから援助金制度の意義、問題点ということについてきちんと理解をした上で始めないといけない、そして研究会としての基本的な考え方というのを固めていかないといけないということで、「第1 はじめに」というふうにあるところのような議論をさせていただきました。

そして、事務局からお示いただきましたような見直しの具体的な内容、案につきましても、2ページ目の第2以降のところを示させていただいているようなところでございます。やはり研究会では、まずは基本的にどういうふうにこの制度を考えていくのか、貸付制度、それから援助金制度をどう私たちが理解をし、そしてどういう整理をしていったほうがいいのかを議論させていただいたということでございます。簡単に内容をご説明させていただきたいと思います。

まずは、第2回自立促進援助金制度の見直しに係る法的課題整理等研究会における検討内容及び検討結果の報告、資料2としておりますが、この内容に基づきましてご説明をさせていただきます。

最初に、「第1 はじめに」のところにありますように、同和奨学金及び自立促進援助金制度の意義ということについて、研究会でもこれまでのデータ等を拝見させていただき、いろいろご説明をいただく中で、やはり同和奨学金につきまして、これまでの従来の、特に奨学金制度が創設された昭和30年代、40年代の状況というのを踏まえると、まさに社会的な必要性とか、この制度の持っている意義というのは非常に大きかったというふうに考えております。

また、昭和57年に国が給付制から貸与制度に変更した際にも、まだこの時点でも京都市が実質給付にされようとしたということについては、当時のデータ等を拝見する限りにおいては、やはり教育面での課題、それから高校進学格差、これは明らかに認められるということもございまして、この制度の意義というのは昭和57年当時もあったのではないかと考えているところであります。

しかし、問題はやはり平成13年度末で法期限が切れたということ、そしてそ

の後、今日まで、特に昨年、平成18年度まで支給を続けてきたという今日的なところから見たときの問題点、このところについては研究会としても、やはり市が貸付と補助という、制度としては別立てであるべきものを漫然と一体運用をしてこられたということについて、そこには矛盾があったのではないかということが研究会でも確認をされたところであります。

特に、奨学金の貸付のときに自立促進援助金の支給を約束するという制度というのは、法的に考えてみましても、貸付をするといっているときに、同時に援助金で実質給付ですという説明自体が法的に極めて問題の多い説明の仕方ではないか、矛盾をしている説明の仕方ではないかということで、そのことだけではなく、その後、こうした矛盾を抱え込んだまま制度の運用をしてきたことが、この制度を客観的に見直すチャンスも失わせてきたのではないかということでもあります。そして、制度の硬直化は、その後、今の時点でのいろんな問題を生み出すものになってしまったというのが研究会での考え方でもありました。

結果的に、市が自立促進援助金制度を無審査で一律に支給し続けるという事態になったわけで、手続はもちろん踏んで進めてこられてきたということはありませんけれども、実質的に無審査で一律支給ということについては、これはやはり住民訴訟に係る判決が指摘をされているとおり、特に硬直的に運用をし続け、漫然と運用をし続けたということについて、少なくとも一定時期以降は違法であったというふうに言わざるを得ないということでもありますし、市は速やかにこの違法状態というのを解消する方策をとるべきであるというふうに研究会でも考えました。

そして、また、その解決に際しては、やはり京都市民の大方の皆様方のご理解が得られるような貸付金、援助金の制度に切りかえていかないといけない、そういう必要があるというふうに考えたわけでございます。

したがって、研究会といたしましては、大変大きな前提といたしまして、この自立促進援助金制度については廃止をしてはどうかということを検討いたしました。また、援助金制度を廃止するからといって、すべての貸付を受けた方々に返還を請求するのかというと、これはやはり国の制度もそうでございますように、返還免除の必要がございます。当然、自立促進援助金制度支給分の廃止を提案するとなれば、奨学金の返還免除制度を創設しなければならないだろうという

のが研究会での議論でございました。

このこと自体は、一連の奨学金の貸付と援助金という補助の一体的運用による制度の硬直を解消するという事を、まずは援助金制度の廃止ということで解決をする。援助金の無審査一律支給とういことについても、一定の時期以降は違法ということになっておりますから、そのこのところについては、その違法分を解消するための具体的な措置、新たな制度をきちんと整備をするということが必要だろうというふうに研究会では考えていったわけであります。

この二本立てで、貸付金と、それとは別に援助金を出すという別々の制度が、しかし一体として運用されているという、このこのところを研究会でも大変問題視をしてきたところでございます。こういう別々の制度を一体に運用するのが事情を複雑にしましたし、なかなか仕組みの見直しも進めませんでしたし、現時点から見れば市民の方々のご理解も得にくいというふうに研究会では考えた次第であります。

これらを踏まえて、先ほど来、申し上げていますように、援助金制度を廃止するという事、その上で奨学金の返還、そしてそれに対する返還免除という国制度がとっているのと同じようなシンプルな関係を持った制度に改めるべきであるとういふうに考えたわけであります。

したがいまして、1ページ目から2ページ目のところにありますように、いろいろ配慮をしなければならない事情はありますけれども、研究会としては自立促進援助金制度ということについては、一応廃止をしてはどうかという検討をしてきたところであります。

ただ、もちろんこれは研究会レベルでの議論でございますので、今日、改めてこの点についても当総点検委員会でご議論をいただければと、当然そういうふうに考えてございます。また、それに伴います返還免除の仕組みの在り方ということについても、これをそもそも検討していいかどうかということについては、当然、当総点検委員会でご議論をいただく必要があるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、本日、この援助金制度を廃止するかどうかということについては、ご議論をいただきたい。廃止することになれば、返還免除の仕組みというのをやっぱり考えないといけないということになりますので、そこをまた後ほどご議論をいただければというふうに考えているのが「第1 はじめに」

のところの重要な論点でございます。

続きまして、説明だけ長くなりますが、続けさせていただきます。第2の「自立促進援助金制度の廃止に係る課題について」というところで、こちらのほうが先ほど、最初に事務局からいただきました見直しの中でどう見直すかということについて、援助金制度の具体的な改革方針を事務局のほうで示していただきましたように3つの案、判定基準を実施すべき対象者の範囲について、A・B・C案、それから実際の判定基準、金額をいかにするかという、これについての事務局案についてお示しをいただいた、それに係る検討を第2のところでもさせていただいております。

研究会では、先ほど申し上げましたように、廃止の是非、あるいは廃止後にどういうふうにしていくのかということについて、具体的に総点検委員会でもご判断、ご議論をいただかないといけないということから、仮に廃止ということをお前提に考えたときにどうなるのかということについて、研究会としての議論をさせていただきます。それが第2のところの幾つかの論点でございます。

まず、自立促進援助金制度の廃止というのが仮にあった場合にはということですが、そこからさらに検討しなければならない点が幾つか出てくるということがあります。そして、それは市のほうで見直し案として出された内容と重なった論点になってくるということでご理解をいただければと思います。

まず、市のほうの見直し案にはなかったのですが、研究会でも廃止をするというふうな仮に言った場合にも、いつから廃止できるのかということについては最初に議論がございました。要するに、新しい制度を導入するということには、それは導入時点から将来にわたって効果を持って、過去、それが導入されるまでに残ったものは、それはそれとして、当然、従来そのまま残るとというのが一応権利義務に関わるような問題の場合の基本的な原則だろうかというふうに思います。

遡って、効果を及ぼすという場合は、もちろんないわけではないのですけれども、どちらかといえば便宜付与といいますか、サービスを提供したり、あるいは権利の回復を認めていったりするというような場合に過去に遡るということはございますけれども、不利益をもたらすような場合に過去に遡るということはありません。こういう問題から、自立促進援助金制度をいつから廃止したらいいのかということについてはなかなか難しいということで、研究会でも議論があったと

いうことをまず最初にご報告をさせていただきます。

もちろん私ども、結論は出ませんでしたけれども、援助金の支給が実は平成19年度、停止をされております。この19年度分をどう扱うことができるのか、仮に援助金制度廃止というふうに言ったときにも、19年度というのをどう扱うのかということについては、さらに検討が必要であるというのが研究会での議論でございました。

大きな2つ目は、自立促進援助金制度を廃止する場合に講じるべき措置等というふうになっているところでございます。仮に廃止をしたというときには、先ほど来、申し上げておりますように、返還困難者に対する免除制度を当然あわせて創設をする必要があるというふうに考えております。そのときに、申請手続等、免除申請等をしていただかなければならないのですが、これについてどう定めたらいいのか、このあたりもどうもまだ私ども研究会でもしっかりとした結論は出ませんでした。その点についてどう定めるべきかについては、また今後、検証を進めたいというふうに思っておりますし、総点検委員会で最終的には考えていただかなければならないというふうにも思っております。

課題の3つ目、すべての奨学金貸与者に返還を求めるべきかということでございます。これが、繰り返しになりますが、市のほうの見直し案で具体的に提示をされた見直し方向に対応したものでございます。自立促進援助金制度を廃止するというふうにした場合に、原則として貸与した奨学金について返還を求めるということになります。そうした原則として返還請求ということが行われるということとを前提として、すべての貸与者に返還を求めるというふうに仮にしたときに、どういう問題があるのかというのが(1)のところでは、これは、事務局案の参考資料1のA案でございます。

これにつきましては、もちろん原則として返還請求権がある以上は返還を求めるというのは、当たり前といえば当たり前のわけでありまして。しかし、長年にわたって市が一体的に運用をしてきたということ、2つ目に貸与者に実質給付というふうに説明をしてきた経緯があるということ、3つ目にこれまで返還に際しまして、また自立促進援助金の支給手続につきまして、返還の初年度を除いては奨学金貸与者にこの手続を求めることなく処理をしてきたということがございます。2年目以降は自動的に支給がされてきたということでもあります。4つ目として、

したがいまして、貸与者、貸与を受けた方々には債務があるということすら、その後、意識をされなくなってしまうということがあろうかと思えます。

さらに、高裁で確定をいたしました判決、1・2次訴訟の判決でございますけれども、この中では平成12年度以前の自立促進援助金の一律支給について、非常に法律用語といいますか、判決用語らしい言い方をしておりますが、違法であるとまでは言い難いというふうにされているところでもあります。

以上、配慮が必要な事項というのがいろいろありまして、奨学金の貸付から相当期間が経過をした、そんな方にまで改めて返還を求めるとするのは困難なのではないかというのが研究会での意見でございました。

それから、(2)のほうに参りますけれども、特に、既に判決が出て確定をしているもの、また高裁で係争中のものもございまして、判決の考え方ということに基づいて対象者を定めようという場合に、どういう問題点があるのかということについて検討をさせていただきました。

平成13年度あるいは平成14年度以降に新たにこの援助金の支給を受けた方について、今度は奨学金の返還を求めるということになります。これは、事務局の案の参考資料のB案であります。B'案というのがあって、これは13年度、B案というのが14年度からという、確定をした判決と、それからその後の地裁判決、このそれぞれに対応したものでございます。

この判決に基づいたやり方で考えるとすると、自立促進援助金制度の創設当初の事情というのも考えてみますと、一定期間、一律に支給をされてきたということについては、これはどうもその範囲で容認をすべきことではないかと考えられます。

また、奨学金の貸与を受けている方々の考え方、認識の仕方、それからすべての貸付を受けた方々に返還を求める、物理的にも大変なのですが、そういう問題点を踏まえれば、やはりこの判決が言っているように、明らかに市が裁量権を逸脱したと判決で判断をされた、この判決の範囲に基づいて対象者の範囲を定めるということについては、研究会でも妥当性が一定ありますねということでご意見をいただいております。

確定判決に基づいて返還を求めるとすれば、平成13年度以降の新規支給者ということになります。それから、もう1つの地裁判決に基づいて判断をすれば1

4年度ということになります。これについては研究会としても思い悩んでいたところでありまして、総点検委員会でも少しご意見をいただければというふうに思っております。

それから、事務局案で出てまいりましたC案に対応いたします。監査委員の意見に基づき平成14年度以降に貸与した奨学金の返還分について返還を求めるといふ、この場合についてでございます。研究会の報告の3ページ目の(3)のところでございますが、これにつきましては、貸与と補助というのを一体的に運用してきた市の立場というのを踏まえた上のものであろうというふうに考えておられて、やはり奨学金の貸与時点で、そこから考えていけないといけないという考え方を重視する。貸付を受けた方々が返還ということ意識しないといけない、そういう段階での所得判定を実施すべきとする対象者の範囲の考え方であろうというふうに研究会では理解をいたしました。

確かに従来市の説明の仕方と矛盾をしないという点ではそのとおりでありますけれども、やはり研究会としては、貸付の制度、それから援助金の支給という補助の制度、これは別制度であって、援助金制度の見直しを考えるに当たりまして、貸付時点の話ではなくて、やはり支給時点で判断をすべきではないかというのが研究会のご意見でございました。

その他、若干、一部の奨学金貸与者に返還を求めないというふうなことになるというような場合には、当然、その返還を求めないということについて、具体的な法的効果のある措置をとる必要があるということもあわせて指摘をさせていただきました。債権の放棄、あるいは債務免除等々の措置が必要になるのではないかというのが研究会の意見でございます。

引き続きまして、参考資料の市の見直し案の2ページ目のほうにございます、2の所得判定基準の在り方というところについて、もうしばらく説明にお付き合いをいただければと思います。

この所得判定基準ということについても、なかなか難しい問題で、あまり核心に迫る議論ができなかったのかもしれませんが、一応研究会としても議論をさせていただきました。同和奨学金の返還免除基準ということについてどう考えていくのかという、その所得判定基準を研究会なりに考えたということでございます。お手元の資料2、研究会の報告の最後、4ページ目の4のところでございます。

ポイントの1つは、日本学生支援機構、旧日本育英会でございますが、この奨学金貸与基準を準用している現行基準とする場合がございます。これにつきましては、やはり奨学金を貸し付ける基準でありまして、返還の免除の基準ということはありません。もともとの学生支援機構の基準は貸し付けるときの基準であり、これを返還基準とするというのはやっぱり矛盾がありますし、市民の皆さん方の理解は得られにくいのではないかと研究会では考えました。また、監査委員の意見も踏まえて、現行基準より厳しいものに見直す必要があるというふうに考えたところであります。

そういたしますと、もう1つの基準として、市の側からもご提示をいただきましたけれども、国の奨学金の返還免除基準、よく出ておりますが、生活保護の基準の約1.5倍、これがどうだろうかということで、前回の当委員会でもこの2つの基準しかありませんでしたし、研究会といたしましてももっと他に何かないのかということを経済局と一緒に考えさせていただいたのでありますけれども、具体的にこんな基準がということを示すことが私たちもできませんでしたし、事務局のほうでも情報収集をしていただいたのですが、そこでもなかなか適切に説明のできるような基準を見つけ出すということはできませんでした。

ただ、国の奨学金免除基準とした場合に、先ほどの資料の説明でもおわかりいただきましたとおり、これまで一律に援助金が支給をされてきた貸与者の方々からすれば全く予期をしないということになりますし、平成16年度以降の方々にとっても、やはり現在の援助金の支給基準というのを大きく変更することになりますので、相当厳しい変更ということになります。

これも踏まえて、どういうふうに所得判定の金額の基準を考えていったらいいのか、研究会ではなかなか難しいという結論しか出ませんで、市民的な感覚、あるいは貸付を受けた方々の状況というのを十分に考慮し、いろいろと配慮もしつつ考えていく必要があるのではないかと。そのあたりについて、総点検委員会でも少し方向をご検討いただければということでございます。

少し細々とした説明になってしまったかもしれませんが、以上のような検討をさせていただいたということで、検討結果の報告をさせていただきました。これに基づきまして、今後、これから議論をしていただかなければならないのですが、研究会にご参加をいただいております安保委員、中坊委員から何か補足が

ございましたらお願いしたいと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、早速、委員の皆様方からご意見をいただいてまいりたいと思います。まずは報告内容に基づきまして、今日は少し当総点検委員会といたしましても、一定、方向性を見出したいというふうに思っておりますので、今回の研究会での検討報告の順に基づきまして、少しご意見をいただいてまいりたいというふうに思います。

最初に、法的課題整理等研究会での検討結果の報告の、特に意義や問題点を指摘させていただいておりますけれども、このあたりにつきまして、何かご意見がございましたらいただいてまいりたいというふうに思います。検討結果の1ページ目の初めに、この1面あたりで何かあればということで、まずはお伺いをしたいと思います。研究会での議論は、自立促進援助金制度、もちろん奨学金制度も含めてであります。これまでのこれらの制度の意義ということについては、これはやはり認めるべきではないかというのが研究会での結論でありました。

しかし、同時に問題点として指摘をさせていただいておりますとおり、貸付と補助という制度を一体的に運用してきたという制度矛盾、それから硬直性のもとで社会経済の実態、市民感覚等々にも合わなくなってきた運用が続いてしまった。そして、それが裁判を通じて違法と判断をされる部分というのが平成13年度以降、発生をしてきた。こういう状況の中で、やはりこの違法状態を解消して市民理解を得られるような仕組みに変えていく必要がある、こういう認識でございます。このところにつきまして、何かご意見、あるいは疑問な点、ご質問等がございましたらお願いをしたいと思います。いかがでございましょうか。

どうぞ。

【細田】 ずっと見ていまして、私は前回も言わせていただきました、6月5日のときの資料7に「地域改善対象奨学金等・地域改善対策就学奨励金等の貸与を受けてこられた方へ」という文書で、京都市は貸与した奨学金や就学奨励金等の返済に当たっては、返済免除制度の活用や自立促進援助事業の実施によって、貸与を受けた方に負担のかからないようにしますと、こういう文書が出ているわけございまして、そのことが受けられた方も本人が捺印をして、きちんと提出をされているというので、このことは少なくとも昭和59年から発足して20年近く続いて

いるわけですから、当時から返済しなくてもいいというふうには実質は皆さん、思っていたし、現在も実質そう思っておられるんじゃないかなと。これは自然ではないかなという。

ただし、裁判で判決が出ていますし、債権債務の関係があるわけですが、実質、貸与した奨学金や就学奨励金は、実質給付で返済免除を行ったわけですし、平成16年度以降で借りられるときには、少なくとも所得判定基準を設けて、一人一人の方々に説明をして、この16年度から貸しているということでもありますので、1つの区切りをどこでつけるかということになれば、私は平成16年度で区切りをつけるべきではないかと。

ただ、平成13年、14年度に本当に返してもらおうのかどうかについては、これは実質、返さなくていいと思っている方に早く返してくださいと、印鑑は押して出しているところなんですけど、これは少なくとも私は京都市の責任ではないかなというふうに思います。

【新川】 どうもありがとうございました。

特に対象者の範囲といたしまして、返還請求に係る判定を実施すべき対象については、やはり平成16年度というふうになるのではないかと、こういうご意見をいただいております。また、市として、やはりこれまで長期にわたって定着をした制度でもあることなので、それについての責任は対象者の方、貸付を受けた方ではなくて、市のほうできちんと違法状態を解消する工夫をすべきではないかと、こういうご意見かと思っております。

その他、委員の方々から、いかがでしょうか。

どうぞ、山本委員さん。

【山本】 とりあえず前半の初めにのところについてのみ。最後の2ページ目の上段にも書いてありますように、二本立ての制度、これは僕らみたいな素人がこの委員会に4回出てきて、ようやくと何となくわかってきた。最も複雑なそういう制度をずっとやっていた。これが一番大きな問題だったという、当初の意義を認めつつも、ずっと整理されている内容については全くそのとおりじゃないかというふうに思います。

それで、最後の3行ですね。自立促進援助金制度を廃止し、新たに奨学金返還困難者に対する免除制度を設けることにより、同和奨学金の返還と免除というシ

ンプルな関係に改めていくべきであると、僕は全くこの方向に賛成です。2以降については、また後で。

【新川】 とにかく第1のところですので、ご意見をいただいきたいと思います。

今、自立促進援助金制度の廃止という方向、それから、それに対応して奨学金の免除制度の創設という見直しの方向性というのを示させていただいております、そこも踏み込んで、今、山本委員からご意見をいただきました。他の委員の方々からも意義、問題点に加えまして、この制度廃止、それから制度の創設ということにも関連いたしまして、ここからはご意見をいただければというふうに思います。

援助金制度の廃止ということ、それから免除制度の創設ということについて、いかがでございましょうか。

【細田】 方向性としてはそのままです。

【新川】 ありがとうございます。

もちろん、いつの段階からどう適用するかといったようなところは、今後さらに検討しなければならないかと思いますが、方向性としてはこれまで違法とされるような運用を生んでこざるを得なかった二本立ての制度、これをまず解消をするということについて、そして、その解消に伴って、当然、返還免除制度というものを用意しなければならない、論理的にはそうならざるを得ないのですが、そういう方向付けについて、今、委員の方々からは比較のご賛同の声が聞こえておりますが、他の委員さん方、いかがでございましょうか。

特にご異論がなければ、この委員会報告をさせていただいて、まず第1のところの基本的な考え方、意義はあるけれども問題があって、やはりこの援助金制度は廃止という方向、それから廃止をするにいたしましても、それに伴いまして返還免除制度を創設する必要があるということについて、当委員会としてそういう方向について、ただいまのご意見をいただいたということでございます。

それでは、そういう方向で考えていくといたしまして、以下、第2の自立促進援助金制度の廃止に係る課題。ここでは、先ほど少し細田委員さんからもご意見がありましたような点、若干まだ基本的な考え方のレベルではございますけれども、これにつきましてご議論をお願いしたいというふうに思います。当然、この廃止に係る課題、いろんな論点がございます。少し研究会として悩んでおり

ましたところについて、もしご意見がございましたらそちらからいただければというふうに思っております。

1つは、制度を廃止するという場合にも、今、これから廃止をしなければいけないんですが、ちょうど市のほうで昨年度、平成19年度に援助金の支給を停止しておられるということがございまして、この19年度をどう考えるのかという問題が1つ、当面、直接には上がってきているということ。それから、廃止をする場合にも、先ほど方向づけとしてはご賛同いただいているのですが、実際に返還免除の申請をどんなふうにしていただくのか、毎年度毎年度この返還免除の手続をしていくのか、あるいは現在のように扱っていくのか、このあたりもいろいろ考えないといけない点がございます。もしこのあたりにつきましてご意見がございましたらいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

どうぞ。

【山本】 今、とにかくこの1ですね、平成19年度から止まっているわけですね。

【新川】 はい、そうなんです。

【山本】 その止めているということと、自立促進援助金制度の何か制度としての決まりといたしますか、何かあるわけですね。それとの関係というのはどういうことですか。誰の判断で、どういう制度、法的な根拠で止めているのか知りたいです。

【新川】 そこはちょっと事務局のほうから、19年度の支給停止について、どういう状況で止まっているのかということについて、少しご説明をいただけますでしょうか。一応、これまでもいただいているところがあるかと思いますが、繰り返しになっても結構でございます。

【事務局】 停止についての法的根拠というのは特にはございません。政策的といたしますが、裁判でも違法と言われているという状況の中で、速やかにこの制度そのものについて見直しを行うべきだろうと、そういう前提で制度を少し停止して、その間に検討を進めようと、そういう政策的な判断でやっていることでございます。

【新川】 援助金の支給そのものは、毎年度の市の、一般的に補助金の支給の要綱のようなものに基づいて毎年支給をされるというのが筋でしょうから、その要綱の19年度の支給の実施をお止めになっている、そういう理解でよろしいかと思えます。

その他、いかがでございましょうか。ここは委員の皆さん方もなかなか判断は難しいかもしれません。

それじゃ、少し具体的な援助金制度の、仮にでありますけれども、先ほど委員会としてご意見をいただきました援助金制度を廃止というような場合に、もちろん原則は当然、貸し付けた部分があるわけですから、この貸付部分の奨学金については返還を求めるということになります。市の参考資料で付けさせていただきました見直し素案、これに基づきまして研究会では幾つか検討をしてきたということがございました。

先ほど、細田委員さんからは、それとは別の、平成16年度基準というのがありますよということでご指摘をいただいたところでございます。このあたりも含めまして、ご意見をいただいてまいりたいというふうに思います。同和奨学金返還時の免除基準、これをどういうふうに考えていったらいいのか、またご自由にご意見をいただければというふうに思っております。また、質問等でも結構です。

それから、当然、援助金制度廃止ということ全体と関わる問題でありますので、具体的に今後、考えておかなければならない点、委員の皆様方、お気づきの範囲でご自由に、援助金制度をやめようというときに、実際、返還の問題だとか、その他いろんな問題が出てくる、それに対してどういうふうに対処をしていったらいいのかというようなところについて、ご意見を賜ればというふうに思います。

まず、返還を求める対象者といいますか、奨学金の貸与者で返還をまずは求めていこうという範囲について、いかがでございましょうか。研究会では、平成13年、平成14年、このあたりかなということで実は議論をしてきました。しかし、先ほど細田委員さんからは平成16年というお話もございました。また、原則論からすれば、返還を求めるべきはすべての対象者でしょうというご意見も当然あるかというふうに思っております。監査委員の意見のように、平成14年度貸与からという意見もあろうかと。これは研究会ではあまりしておりませんが、こういうこともございました。このあたりについて、ご意見をいただいてまいればというふうに思います。

どうぞ。

【山本】 すみません。13年と14年、どこか違うんでしたっけ。

【新川】 平成13年というのは、そこから違法な状態になったという判断を大阪高裁の判決で確定をした確定判決でございます。平成14年をお採りになっているのは、京都地裁の地裁レベルでの判決でございます。そこでは平成14年からが違法と

いうことに。

【山本】 その根拠は何ですか。

【新川】 地裁のほうは、平成13年度の末で実は国の法律、特別措置法というそもそもの同和対策の法律が終わりとして、国のほうの貸付制度もこれで終わったわけです。13年度の終わりまでが1つの基準、そこが節目で、それが法律に大きな変更があった、廃止があったということを1つ、節目にして、14年以降はやっぱり違法な判断をされたんじゃないでしょうかということ、京都地裁のご判断だと思います。

その前の高裁の判断は、訴訟の対象になった期間の14年度までのもの、それからそれ以前のものを全部踏まえて、ここは裁判所のご判断でございますけれども、やはり13、14年度について違法であるということで、高裁でご判断をされたということでもあります。ただ、12年度までと13年度の間の明確な、そこで切ったメルクマールというのは私もいま一つ判決文から読み取れてないのですが、事務局ではどういうふうに見ておられるのでしょうか。

【事務局】 確かにはっきりしたメルクマールというのは示されてはおりません。ただ、判決文の中では、市は平成11年ごろから制度見直しの検討を進めておったと。そういったことから、遅くとも平成13年度支給時点では見直しが可能であったのではないかと。そこで、そういう見直しをしていなかったということが違法であろうと、そういうような見解が触れられております。

【新川】 ありがとうございます。

その他、いかがでございましょうか。

研究会メンバーの先生方も、ご意見等ございましたら、どうぞご自由にご発言いただければと思います。

【中坊】 私は、免除申請そのものが要るんじゃないかなという気がいたしますね。なぜ免除申請という手続が要るかということ、援助というのは一方的に与えるということですけど、まさに自立支援、自立ということを前提にするならば、いわゆる免除以下の人であったとしても、免除してもらいたくないという人もあるだろうと思うんです。

やはり本件の基本的な問題点というのは、同和地区の人たちの自立、自主性というところが非常に重要ですから。私はこういう場合にも、免除のことに

は、今まで援助金というのは全部、市当局側からの援助というものに基づいた、あるいは裁判所の基準とかいうものをつくってやる。一応基準をつくることは必要です。

されど、やはり基準以下であったとしても、だから、本来は免除できる人であったとしても、いや、私は免除してもらいたくないという人もあり得るわけだし、やはりそこは基本的に本人の意思に基づくという免除申請行為というものがあって、それに基づいて判断するというところに私はすべきものではなからうかと。物の考え方で、逆転はしていると思いますけど、私はそういうふうな考え方を個人的には思っています。

【新川】 ありがとうございます。

やはり適切な免除申請手続、そういうのを整理して、従来とかわる返還免除制度を確立するにいたしましても、自立という観点からの仕組み、手続にしていくべきであるというご意見をいただきました。

どうぞ、その他の皆様方も。

なかなか意見をいただきにくいかもしれませんが。

それでは、少しご議論をしていただきやすいように、最後、今回の報告の4ページ目のところに同和奨学金の返還免除基準の在り方についてというところがございませう。4番目のところでございます。

まだどういう方々にどの年度、具体的に言うと何年度からの援助金支給をしてこられた方々について、この返還を求めていくことになるのかということについて、これは当委員会としては結論は出ておりませうけれども、いずれにしても廃止をして返還免除の制度をつくるということについては方向を出していただきましたので、この4番目のところにあります返還の免除基準、これも含めてご意見をいただければというふうに思います。金額的に所得基準を適用するにいたしましても、日本学生支援機構の貸与基準を平成16年度からの現行の基準にしておりますけれども、これが妥当なのか。

それから、国のほうはかなり低い基準というふうにも実際判断をしておりますけれども、免除になる所得の水準というのは生活保護の基準の1.5倍ということになっておりますけれども、その基準というのをお示ししております。

研究会では、学生支援機構の貸付基準でもって返還免除とするというのは、理

屈は立たんだろうし、市民感情とも相反するだろうという思いがございます。国基準については、その基準が本当に妥当なのかどうか、研究会でもよく確信は持てませんでした。しかし、国基準と違う基準を示すということについて、違う基準はこうですよということをきちんと説明できるかと言われると、研究会でもなかなか他の数字を出して説明をするというのは難しいなと、そういう議論がございまして、今後さらに検討が必要というふうにさせていただいたところでもございます。

この返還免除基準の在り方、いわゆる所得基準の問題でございますけれども、これも含めてご議論いただければと思います。

どうぞ。

【細田】 日本学生支援機構の奨学金の貸付基準というのは、国の場合では生活保護基準の1.5倍とわかるんですけど、学生支援機構の奨学金貸与の基準というのは、何をもって基準になっているか、そこをちょっと教えていただけますか。

【新川】 じゃ、事務局のほうから説明よろしくをお願いします。

【事務局】 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準の考え方なんですけれども、これは出願者の家計状況において、学資の支弁が困難または支障があるかを公平に判定する目的、これで設定したものであるということございまして、具体的には、いわゆる旧総理府が実施しております家計調査年報、それと旧文部省が調査しております学生生活調査、この資料をもとに、大学進学率が低下する所得階層等を分析し、すなわち学資の支弁が困難または支障がある層をピックアップして、その所得水準から必要経費や消費者物価指数、家計調査年報による世帯人数、地域指数、こういったものを考慮して最終的な貸与基準というのを算出したというような根拠とございますか、中身になってございます。

【新川】 よろしゅうございますでしょうか。ご質問の趣旨と違いますか。

【細田】 いや、それで結構です。

【事務局】 要は、こういう所得分布を見ていったときに、いろんなデータから見たときに、やはり経済的に進学率なんか落ちる層が見えてくると。そこを引っ張り出してきて、そこから必要な経費等を控除していった額で導き出したというような考え方みたいなんですけども。

【細田】 それじゃ、京都市の場合だったら、これはどういうふうな。もしも基準を設け

るとしたら、日本学生支援機構の奨学金の貸与基準をもしも同和の問題で設けるとしたら、所得分布とか全体構図をどういうふうに考えておられるのか。それは可能なかどうか。これと違って、京都市の学生の場合をやった場合に、そういう金額というのが十分かどうか。

それから、もう1点は、国の奨学金の返還免除基準、生活保護基準の1.5倍ですけど、京都の場合は、この生活保護の基準の1.5倍、大体幾らぐらいなのか。

【新川】 すみません、事務局。

【事務局】 1点目の京都市固有の分布といたしますか、基準ですね。今の学生支援機構の算出の基準の考え方ですけど、特に京都市固有というのはないですね。いわゆる学生支援機構そのものが全国的に長年にわたって専門的見地から算出した根拠ということで、経済的困窮者といたしますか、就学困難な方を判定する基準として妥当であろうということで、京都市もそれを準用していたというような経過がございますので、全国の数字と京都市の固有の数字というものではないというふうに考えております。全国的に普遍的に妥当な基準やったので、それを準用していたという、そういう考え方でございます。

【新川】 2点目を。

【事務局】 生保の1.5倍の部分は、資料1の9ページに、現在の自立促進の基準等の比較でサンプルとして挙げておりますけれども、例えばですけれども、上から2段目で、本人が30歳、配偶者が30歳のケースで見た場合、現在の自立促進援助金の支給基準でいいますと、高校奨学金の場合でしたら645万円、これは世帯の最多所得者の金額になりますけれども、それを国の生保の1.5倍というのに置きかえた場合は365万8,000円と、こういうふうになるということでございます。

【細田】 国の奨学金の生活保護の基準というのは、大体幾らぐらいで計算されているかというのをお聞きしたかった。

【事務局】 ここに掲げてあります数字を1.5で割るといいます。

【新川】 どうぞ、安保委員。

【安保】 この基準については、委員の先生方に妥当と思われるかどうかの感覚的なところをぜひ伺いたいなというふうに思っているところです。ただ、いろんな基準、返済するときに家計の免税とか、それから家族構成とか、そういうのを細か

く基準を設定するというのは、新たな基準をつくるというのは非常に困難だろうというふうに思います。

ですので、それを細かく決めているのが生活保護基準でして、今、国は1.5倍というふうな基準を使っています、国の全国的な平均収入というか、そういうところと京都市とのがそう変わりが、特に変更しなければいけない特段の事情がなく、今、国基準を使っている、それで返済をされている方に特に困窮させるような事情がないのであれば、この国基準を使わざるを得ないのではないかと、他に基準がないからというところもあるんですけど、そういうふうに今まで検討したところでは個人的には考えております。

ただ、京都市の奨学金というか、京都市のほうの金額が非常に金額的に高いというか、毎月の渡されている額が結構高いので、そうすると資料1の5ページとを見ると、例えば私立大学の場合に月額9万円を今まで支給されておったので、そうすると私立高校と私立大学に行かれると、貸与を受けた額というのが随分高額になるわけです。それを、だから、返してもらうときに、現在は20年という期間ですが、もしかしたらちょっとそれを、20年ってかなり長い期間ですけども、もう少し期間を長くするとか、そういう規定をつくる時に若干の考慮をすべき点があるのかなというふうに考えています。

【新川】 ありがとうございます。

基準としては、どうも国基準以外、今のところ客観的なよりどころというのがなさそうであるということ。それから、もう一方では、実際に返還の様子を見たときに、20年ということになりますと大変な金額になりますので、20年分割をしても大きな金額になるということがございまして、このあたり、どう考えていくのかということについてご意見をいただきました。

その他、委員さん方から、いかがでございましょうか。

どうぞ、山本委員さん。

【山本】 僕は今の安保委員さんのお話に賛成です。というのは、やっぱりこのモデルケース、9ページを見ていまして、自立促進援助金の支給基準というのは、普通の市民感覚からいっても少し高いかなという感じがするんです。感覚論にすぎないじゃないかと言われる可能性もあるんですけど、私の周辺を見渡していても、国の基準がやや厳しいというものはあるんですけども、この京都の自立促進援助

金支給基準額はやや高過ぎるというのが実感です。

ですから、その原因になっているのは、安保さんがおっしゃるとおり、ちょっとびっくりしたんですが、僕も奨学金を受けたほうなんですけれども、同和奨学金の貸与金額がかなり大きいですね、思った以上に。これを返していくの、大変だと思っんです。ですから、お返しいただくにしても、ある種の緩和、返還の期間を延ばすしかないんじゃないかなというふうに思います、新たに法制度を考えて。

ただ、返還免除基準としては、2の国の奨学金の返還免除基準と同基準とするということがまず原則として来るしかないんじゃないかというふうに。逆に言うと、何で16年にこの基準にしたのかよくわからないといいますが、やっぱり返還免除基準を使うべきですよ、と思います。

以上です。

【新川】 どうもありがとうございました。

その他、いかがですか。

どうぞ、細田委員。

【細田】 確かに国の返済と自立促進と2つあるわけなんですけど、いわゆる京都の同和行政をやるのであれば、私は生活保護の基準を京都市の場合は幾らであると、その1.5というのを使っても、新しくそういう同和行政のところについては、新しい返済基準を設けてもいいのではないかと。ただ、国がある、それから自立促進援助金の学生の支援機構があるというだけじゃなくて、そこにもう一工夫、何か持っていないと、基準がありますからこれでいきましょうでは、私はちょっと納得いかないかなと。

それであれば、京都の生活保護の水準が幾らであって、それをどうすべきかということ少し京都市のほうで返済の基準については考えるべきではないかなというふうに思います。

【新川】 どうもありがとうございました。

どうぞ、田多委員。

【田多】 自立促進援助金を支給する基準というのは、国の奨学金の返還の免除基準と差があるんですけれども、借りたお金を返すのを免除していただきたいという、その基準はこれとこれの間ぐらいを京都市が独自につくられたらどうかと、私は

素人ですので簡単に考えたんですけれども。

【新川】 ありがとうございます。ご提案をいただきました。

少し京都の基準として、京都市での生保の実態とか、ここに出していただいた数字とそう大きくは変わらないかなと思うんですが、今、事務局が把握しておられれば。

【事務局】 基本的にでございますけれども、生活保護の基準は、全国一律でございます。例えば生活保護を受給されている世帯が多いか少ないかといったことは全国的に多少違いがあるようだと思いますけれども、その基準は、基本的には同じでございます。

【新川】 マーケットによって、それぞれマーケットバスケット方式ですから、地域による格差が、所得格差とか物価格差があるはずですから、そこは京都市がどういう位置かという問題なんですけど、ただ大都市ですので、京都は比較的高いので、ほぼ国平均かなと。

【事務局】 今、新川委員長がおっしゃったとおりで、9ページに表を掲げていますけれども、生活保護基準をはじく場合に、世帯の年齢、それから世帯構成、これで生活扶助基準というのをはじきます。そのときに全国の物価動向を見まして、級地区分というのを設けていまして、大都市は高い級地、それから、田舎と言いますとあれなんですけども、地方については安い。京都の場合は政令指定都市ですので、全国で最も高い数値ではじいております。それではじきまして、それぞれ3人ないし4人世帯で、こういう年齢構成であれば幾ら、その額を1.5倍していますので、常に京都市の状況を反映した数字がこの数字になっています。

ちょっと補足で。

【新川】 どうもありがとうございます。

今確認いただきましたが、9ページ目の国奨学金の返還免除基準のこの金額というのは、仮に国基準に従って京都市でやるとすれば、この金額になるだろうという金額だということです。京都市の生活保護の実態に合った金額というふうにご理解いただいてもいいかもしれない。保護基準の実態です。

その他、いかがでございましょうか。また時間が押してきましたが。

それでは、少しここまでのご意見で確認をさせていただきたいと思います。またご意見がございましたら、この後いただければと思います。

委員の皆様方からいただきましたご意見，まずはやはりこの自立促進援助金制度をこれまで運用してきた実情ということがあるわけでありましてけれども，もちろんこの制度そのものも一定，役割を果たしてきたということについては，委員の皆様方も共通認識を持っていただけたのではないかと考えておりますが，しかし，その後の運用，特に裁判所で判決をいただいた平成13年度以降の違法とされた状態を踏まえて，やはり法的な矛盾ということがありますし，同時にそれは市民の感覚からしても非常にわかりにくい制度をつくってきてしまって，しかもそれを硬直的に運用してきてしまった。そういうことを反省した上で，今後の方針を考えるべきだという共通認識はあったのではないかとこのように思います。

そうした問題を解決していこうということについて，まず違法な状態であるというふうにされている自立促進援助金制度，これを廃止しようという方向について，委員の皆様方から一応の大きな方向についてのご同意をいただけたのではないかと考えております。

そして，この違法状態を解消するということにつきまして，援助金制度の廃止に伴いまして，逆に同和奨学金の返還を求めていくということと，それから，返還とその免除という形がよろしいだろうということについても，おおよそご同意をいただけたのではないかと考えております。

ここまでのところは原則論，方向論として，当委員会での考え方としてお認めをいただくということによろしくございますでしょうかね。

ありがとうございました。

ただ，ここから先については，今もいろいろご意見をいただきました。当然，自立促進援助金制度の廃止に当たりまして，いろいろ課題がございました。なかなか具体的な方向性も出せないということで，いろいろとご意見はいただいているのですが，一つ一つ丁寧に議論をし，結論を出すということができませんでした。

ただ，今日は当総点検委員会の皆様方から，1つは自立促進援助金制度の廃止に当たりまして，やはり返還免除を講ずるべきであるというご結論をいただきましたので，その返還免除の仕組みをどうするのかということについてはご意見をいただきました。

また，奨学金の支給対象者について，いつの時点からの対象者に対して返還を

求めるということになるのか、これについてもこれまで研究会で検討してこられなかった、また市としても考えてこられなかったご提案もいただきました。

それから、4番目の同和奨学金の返還免除基準の在り方につきましても、激変緩和措置や、あるいは返還の期間をどうするか、また京都の基準としてどう考えていくのか。例えば、平成16年の市の基準と、それから国基準の中間あたりがいいんじゃないかというようなご意見もいただきました。

残念ながら具体的な見直しの具体案、制度をやめた後、どういうふうに方向付けをそれぞれ具体的にしていくのかということについて、論点はいろいろいただいたのですが、今日は結論に至ることができなかったというふうに考えております。そういう整理でよろしゅうございますでしょうか。難しい問題ですので、ちょっとこのところはじっくり考えるということで、致し方がなからうかというふうに考えております。

そこで、大変恐縮でありますけれども、今日、一応ご同意をいただきました大きな方針としての自立促進援助金廃止、それから返還免除制度の創設によります返還と免除という、わかりやすい形に変えていくという、これを前提にいたしまして、その他、具体的にこれをどう考えていけばいいのかという論点整理をやはりもう一度しなければならぬかなというふうに考えてございます。

そこで、できれば本日、いろいろご意見をいただきましたものにつきまして、もう一度論点整理のための研究会を開かせていただきまして、必ずしも研究会でもなかなか結論が出るとも思えないのですが、今日のご意見を踏まえてもう一度整理をさせていただいて、その結果を当総点検委員会に報告をさせていただき、この問題についての一定、総点検委員会としての方向付けを次回の委員会でしていただければというふうに思っておりますが、そういう進め方でよろしゅうございますでしょうか。今日のところは致し方ないかなという感じはあるのですが、どうでしょう。

それでは、大変恐縮ではありますが、今日は基本方向については、当委員会として自立促進援助金の廃止ということ、それにかわる新たな返還請求、それから返還免除の仕組みというのを考えていくという方向についてはご決定をいただきましたけれども、それを具体的にどうしていくのか、いろいろな選択肢がまだ大きな方向付けとしてもされていかなければならないということがございます。

そのあたり、少し今後、もちろん実際に制度を廃止されるかどうか、それから廃止をして返還免除制度をどうつくるか、返還の請求の対象者はどうされるかという、最終的には当然京都市がご判断なさることではありますけれど、少なくとも当委員会に課された使命といたしましては、市民の感覚で、またそれぞれご専門の観点から、どんな方向で判断をしていただくのが京都市にとってよりよい判断なのか、市民の感覚に合うのかというようなことを方向付けだけでも当委員会としてはしていきたい。

そういう趣旨で、次回の総点検委員会までに研究会でもう一度検討させていただき、論点整理をさせていただければというふうに考えてございます。そんな進め方にさせていただきますので、今日のところは議論、非常に取りまとめにくい状況でございますけれども、ご容赦をいただければというふうに思います。よろしく願いをいたします。

それでは、再度研究会を開催するというところで、事務局には調整方、よろしく願いをいたします。

すみません、また時間オーバーしてしまいました。議事次第、その他というのがございますけれども、委員の皆様方から何かあればというふうに思いますが、いかがでございましょうか。委員会の進め方等も含めまして、今日のところはよろしゅうございますでしょうか。

それでは、事務局のほうから何かございますでしょうか。

【事務局】 それでは、失礼いたします。

資料のご説明ですけれども、いつものとおりでございますが、これまでにいただいております傍聴をされた方からのご意見等を資料として付けさせていただいております。

また、7月7日付で崇仁まちづくり推進委員会から追加にて提出をされました意見書につきましては、既に委員の皆様にもお配りしておりますし、ホームページにもアップしておるところでございますが、本日、念のため本体部分について、写しを付けさせていただいております。

それから、今後の進め方についてでございますけれども、今日のご意見を踏まえて、再度研究会を開催するというところでございますので、早急に日程調整をさせていただきますが、当初お示ししましたスケジュールの中で、8月も第5回総

点検委員会 ,第 6 回総点検委員会と ,2 回を想定しておるところでございます ,事務局としてはあまり大きくずらせないであろうと思っておりますので ,大変申しわけないんですけれども ,少し過密なスケジュールで調整させていただくことになるかもしれません。

具体的に申し上げますと ,可能であれば来週中を目途に開催というスケジュールでお願いするかと申し上げますけれども ,よろしく願いいたします。

以上でございます。

【新川】 どうもありがとうございました。

今後の進め方 ,定例どおりですと毎月第 1 ・ 第 3 の水曜ということで , 8 月も予定をさせていただきたいと思えます。そして , 次回の総点検委員会までの間に研究会を , ちょっと過密な日程で恐縮ですけれども , 安保先生 , 中坊先生にはよろしく願いいたしたいと思えます。

このあたり , 進め方等につきまして , ご質問 , ご意見 , ございましたら。よろしゅうございますでしょうか。当面 , こういう進め方で恐縮ですが , よろしく願いをいたしたいと思えます。

予定の時間 , 若干オーバーをしてしまいましたけれども , 長い時間にわたりましてご審議をいただきありがとうございました。なかなか難しい課題で , ご意見も出しにくいかと思えますけれども , 今後ともよろしくご審議のほど , お願いを申し上げたいというふうに思えます。本当にありがとうございました。

以上をもちまして , 本日の総点検委員会 , 終了とさせていただきます。どうもご苦労さまでした。

了